

# 千葉県耐震改修費補助事業要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、木造住宅の耐震改修の実施について必要な事項を定め、耐震改修に要する費用の一部を補助することにより耐震改修の促進を図り、もって安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 本市に存し、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物をいう。
  - ア 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物で、一つ以上の居室があり、専用の出入り口、台所及びトイレがあるもの
  - イ 専用住宅又は併用住宅
- (2) 専用住宅 専ら居住を目的に設計し建設された建築物で、店舗、事務所、作業場等の用に供する部分がないものをいう。
- (3) 併用住宅 住宅及び住宅以外の用に供する部分がある建築物で、住宅以外の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満のものをいう。
- (4) 木造住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅をいう。
  - ア 柱、梁等の主要構造部が木造で、在来の軸組工法によって建てられたもの
  - イ 地上階数が2以下で、一戸建てのもの
- (5) 補助対象住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。ただし、1補助事業者1棟に限り、千葉県耐震改修費補助事業により補助金の交付を過去に受けたもの又は都市計画法若しくは建築基準法に違反しているものを除く。
  - ア 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づいて設計・建設されたもの
  - イ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの
- (6) 耐震診断 地震に対する木造住宅の安全性を、財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法により評価することをいう。
- (7) 耐震改修 補助対象住宅を、上部構造評点1.0以上に改善するために行う設計、工事及び監理をいう。
- (8) 設計 補助対象住宅を前号で規定する耐震性能を備えた住宅とするために行う次に掲げる業務をいう。

- ア 現況調査 補助対象住宅を調査し、精密診断法による耐震診断の実施に必要なデータを確認する業務
  - イ 耐震改修前の耐震診断 耐震改修前の耐震性能を精密診断法により評価する業務
  - ウ 設計図等の作成 補助対象住宅を最も効果的に改善する方法を検討し、耐震改修に係る工事を行うために必要な図面等を作成する業務
  - エ 耐震改修後の耐震診断 耐震改修後の耐震性能を精密診断法により評価する業務
- (9) 設計者 耐震改修に係る設計を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 木造住宅耐震診断士
  - イ 補助対象住宅を設計した建築士で、千葉市が開催した木造住宅耐震診断講習会又は建築士法第22条第2項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会若しくはこれと同等のものであると市長が認めた講習会の課程を修了した者
- (10) 監理者 次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 補助事業者
  - イ 木造住宅耐震診断士
  - ウ 前号イに規定する者
- (11) 木造住宅耐震診断士 千葉市耐震診断助成事業要綱第12条第1項の規定による登録を受けた千葉市木造住宅耐震診断士をいう。
- (12) 施工者 耐震改修に係る工事を行う者で、次のアからウのいずれかに該当する者をいう。ただし、エに該当する者は除く。
- ア 市内に本店、支店又は営業所等を開設している者で、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けている者
  - イ 市内に本店、支店若しくは営業所等を開設している者又は市内に居住する者で、次に掲げるいずれかの要件を満たす者。ただし、工事費が500万円未満の場合に限る。
    - (ア) 高等学校又は大学において建築学又は都市工学に係る学科を修め、建築工事に関する実務経験を、高等学校卒業後5年以上又は大学卒業後3年以上有する者
    - (イ) 建築工事に関する実務経験を10年以上有する者
    - (ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士又は建設業法第27条に基づく建築施工管理技士の資格を有する者

ウ 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設した者

エ 市民に対し、次の各号のいずれかの不当な方法により耐震改修の勧誘を行った者

(ア) 千葉県耐震診断費補助事業又は千葉県耐震改修費補助事業の内容を偽る

(イ) 重要な情報を告げない

(ウ) 誤解を招くような情報を提供する

(13) 補助事業 この要綱及び千葉県木造住宅耐震改修費補助金交付要綱に基づいて耐震改修を行う補助事業者に対し、市が補助金を交付する千葉県耐震改修費補助事業をいう。

(14) 補助事業者 自ら所有し、かつ居住する当該住宅の耐震改修事業を行う者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。ただし、所有者が複数存在する場合には、他の所有者全員の同意を得られる者であること。

ア 前年の総所得金額が600万円以下

イ 市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がない

## 第2章 設計者の業務等

(基本方針)

第3条 設計者は、耐震改修に係る設計を、この要綱、建築基準法、建築士法その他関係法令に基づいて行わなければならない。

2 設計者は、補助事業者の意向を尊重し、良心的かつ誠意を持って業務にあたらなければならない。

3 設計者は、耐震改修に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。

4 設計者は、設計により知り得た補助事業者及び補助対象住宅の情報を、補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(設計)

第4条 設計者は、設計にあたり、経済性、作業性、改修後の外観並びに工事中及び工事後の居住性等を総合的に考慮しなければならない。

2 設計者は、補助対象住宅の耐震改修前及び耐震改修後の耐震性能を、精密診断法により確認しなければならない。ただし、耐震診断費補助事業において、精密診断法によって耐震診断した場合は、耐震改修前の耐震性能の確認に限り省略することができる。

3 設計者は、前項に規定する精密診断に必要なデータを、現地調査又は地質図若しくは設計図、施工図、施工記録等により正確に確認し、現地調査の結果を写真に記録しなければならない。

- 4 設計者は、設計の成果を、次の各号に掲げる図面等（以下「改修設計図等」という。）にまとめ、補助事業者に提出し、説明しなければならない。
- (1) 平面図 改修箇所及び改修方法等を明記したもの
  - (2) 詳細図 改修箇所に係る詳細な図面で、使用する材料の名称、仕様及び取り付け位置等を明記したもの
  - (3) 改修一覧表 階別、部位別かつ改修の種類別に、改修する箇所数及び使用材料（軽微なものは除く。）を明記したもの
  - (4) 改修前及び改修後の精密診断報告書
  - (5) 精密診断に係る調査概要書（様式第1号）
  - (6) 精密診断に係る現地調査の写真その他関係資料
- 5 設計者は、設計の内容について、施工者から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

### 第3章 監理者の業務等

#### (監理)

- 第5条 監理者は、耐震改修に係る工事の内容を設計図と照合し、当該設計図のとおり実施されていることを確認しなければならない。
- 2 監理者は、当該設計図のとおり実施されていないことを確認したとき、施工者に設計図のとおり施工するよう指示しなければならない。
  - 3 監理者は、前2項の業務の結果を文書に記録し、工事完了後、補助事業者に提出しなければならない。ただし、補助事業者が監理者の場合は除く。
  - 4 監理者は、監理を適切に実施するため、工程等について、施工者と十分に調整を行うものとする。
  - 5 監理者は、監理により知り得た補助事業者及び補助対象住宅の情報を、補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### 第4章 施工者の業務等

#### (基本方針)

- 第6条 施工者は、耐震改修に係る工事を、建設業法その他関係法令に基づいて行なわなければならない。
- 2 施工者は、補助事業者の意向を尊重し、良心的かつ誠意を持って業務にあたらなければならない。
  - 3 施工者は、耐震改修に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。
  - 4 施工者は、工事の実施により知り得た補助事業者及び補助対象住宅の情報を、補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(施工)

第7条 施工者は、平面図及び詳細図（以下「設計図」という。）に忠実に工事を行なわなければならない。

2 施工者は、工事期間中、監理者に協力しなければならない。

(仕様の変更)

第8条 施工者は、設計で定めた材料の仕様を変更しようとする場合、補助事業者と協議するものとする。ただし、設計の仕様と同等以上に変更する場合に限る。

2 施工者は、前項の規定による協議の結果、補助事業者の了解が得られ、かつ、市長の承認が得られたとき、当該仕様を変更し、施工することができるものとする。

(設計変更)

第9条 施工に係る契約を締結した後、設計の変更を検討する必要がある場合、施工者は、その内容を、補助事業者及び設計者に説明しなければならない。

2 補助事業者から設計を変更する旨の通知がなされ、新たな設計図が提出された場合、施工者は、その内容を確認するものとする。

3 施工者は、設計変更の内容を確認した結果、工事費に変更が生じると判断したときは、当該設計図に基づく見積書を補助事業者に提出し、協議するものとする。

4 施工者は、次のいずれにも該当するとき、新たな設計図に基づく工事（以下「変更工事」という。）に係る契約を締結し、変更工事を実施するものとする。

(1) 変更工事を実施することについて補助事業者と合意したとき

(2) 設計の変更に係る市長の承認が得られたとき

第5章 施工写真

(施工写真)

第10条 補助事業者は、工事を設計図のとおり実施したことを自ら写真に撮影し、又は施工者若しくは監理者に撮影させ、記録しなければならない。

2 前項に規定する写真は、次に掲げる状況写真と材料写真とする。

(1) 状況写真 耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影したもの

(2) 材料写真 使用した主な材料の寸法及び仕様を撮影したもの

第6章 耐震改修費の補助

(補助金の交付)

第11条 市長は、市民が補助対象住宅を耐震改修する場合、予算の範囲内において、当該耐震改修に要する費用の一部を補助することができる。

2 補助金の交付に係る手続き及び様式その他必要な事項は、別に定める。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、住宅の耐震改修に関し、必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。